

神戸 ART サポーターズ規約

(目的)

第 1 条

この規約は、神戸ビエンナーレ 2011 におけるボランティア(以下「ボランティア」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条

ボランティアの名称を「神戸 ART サポーターズ」とする。

(申し込み資格)

第 3 条

ボランティアの申し込み資格は、神戸ビエンナーレ 2011 に付随する無償での活動が可能なものとする。

(活動の内容)

第 4 条

ボランティアは、次に挙げる活動を行うものとする。

- (1) 神戸ビエンナーレ 2011 開催に伴う作品制作補助並びに会場運営補助
- (2) 神戸ビエンナーレ 2011 に関連するイベント等の運営補助
- (3) 神戸ビエンナーレ 2011 に関連する企画運営事業で事前に必要事項を神戸ビエンナーレ組織委員会事務局に報告し、承認を得たもの
- (4) その他、神戸ビエンナーレ組織委員会事務局が必要と認めた事業

(申し込み方法)

第 5 条

「神戸 ART サポーターズ」への登録希望者は登録申請書の必要項目に記入の上、メールもしくは FAX、郵便にて神戸ビエンナーレ組織委員会事務局に提出するものとする。(必要項目が記入されていない場合には不受理とする。)

(登録期間)

第 6 条

登録の有効期間は登録申請書受理後、2011 年度末までとする。

(登録の更新)

第 7 条

登録期間終了後も登録継続を希望する者は、登録を更新することが出来る。

2. 登録の更新を希望する者は、神戸ビエンナーレ組織委員会事務局より送られる登録更新希望確認の可否への返信をもって行われるものとする。

(登録の抹消)

第 8 条

神戸ビエンナーレ組織委員会事務局長は次のような場合、登録期間中であっても登録を抹消することができる。

- (1) 本人から退会の申し出があった場合
- (2) ボランティアとしてふさわしくない言動があった場合
- (3) 政治活動や宗教活動などの場として神戸ビエンナーレ 2011 及び関連事業などを利用した場合
- (4) その他事務局が不適切と判断する行為を行った場合

(事務局)

第 9 条

ボランティア活動の事務を処理するため、神戸ビエンナーレ組織委員会事務局内(神戸市中央区加納町 6-5-1)に神戸 ART サポーターズ事務局を置く。

(事務局の責任範囲及び免責)

第 10 条

本活動への参加は、ボランティアの自己責任で行うものとする。

2. 神戸 ART サポーターズ事務局は第 4 条に掲げる活動に対して、ボランティア保険に加入するものとする。
3. 本活動の参加に関連して、ボランティアが他のボランティアもしくは第三者に対して損害を与えた場合、またはボランティアが他のボランティアもしくは第三者と紛争を生じた場合、神戸 ART サポーターズ事務局は一切責任を負わないものとし、当該ボランティアは自己の費用と責任でかかる損害を賠償、もしくはかかる紛争を解決し、神戸 ART サポーターズ事務局に損害・負担を与えない様、適切な措置を講じなければならないものとする。

(個人情報)

第 11 条

ボランティアが登録した個人情報は適切に管理され、目的外に使用することはなく、不正に第三者に開示・提供されることはないものとする。

(その他)

第 12 条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は神戸ビエンナーレ組織委員会事務局長が別に定めるものとする。

【神戸ビエンナーレ組織委員会事務局】

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 2 号館 1F

TEL : 078-322-6598 FAX : 078-322-6136

kb_office@kobe-biennale.jp

<http://www.kobe-biennale.jp/>

<http://kobebiennale.blog.eonet.jp/>

附則

この規約は、平成 22 年 12 月 1 日より施行する。